

生駒市条例第15号

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月26日

生駒市長職務代理者

生駒市副市長 小 紫 雅 史

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

生駒市地区計画区域内建築物の制限に関する条例（昭和63年12月生駒市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第68条の2第1項」の次に「及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）第39条第1項」を加え、「及び敷地」を「、敷地及び緑化」に改める。

第10条各号列記以外の部分中「又は改築」を「、改築又は移転」に改め、同条第1号中「又は改築」を「、改築又は移転」に、「又は第5項及び」を「、第2項及び第7項並びに」に改める。

第11条の次に次の4条を加える。

（建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合の制限）

第11条の2 別表第6に掲げる地区整備計画区域内において建築物の新築又は増築をしようとする者は、当該建築物の緑化施設（植栽、花壇その他の緑化のための施設及び敷地内の保全された樹木並びにこれらに附属して設けられる園路、土留その他の施設（当該建築物の空地、屋上その他の屋外に設けられるものに限る。）をいう。以下同じ。）の面積の敷地面積に対する割合を、同表の計画地区の区分に応じ、同表建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合の最低限度の欄に掲げる数値以上としなければならない。当該新築又は増築をした

建築物の維持保全をする者についても、同様とする。

(建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合の制限の特例)

第11条の3 次の各号のいずれかに該当する建築物については、前条の規定は適用しない。

- (1) 新築又は増築する建築物であって、その敷地面積が別表第6の計画地区の区分に応じ、同表適用除外の建築物の敷地面積の欄に掲げる数値未満であるもの
- (2) 前条の規定の施行の日において既に着手していた行為
- (3) 増築する建築物であって、増築後の床面積の合計が、前条の規定の施行の日における当該建築物の床面積の合計の1.2倍を超えないもの
- (4) その敷地の周囲に広い緑地を有する建築物であって、良好な都市環境の形成に支障を及ぼすおそれがないと認めて市長が許可したもの
- (5) 学校その他の建築物であって、その用途によってやむを得ないと認めて市長が許可したもの
- (6) その敷地の全部又は一部ががけ地である建築物その他の建築物であって、その敷地の状況によってやむを得ないと認めて市長が許可したもの

2 市長は、前項第4号から第6号までに規定する許可の申請があった場合において、良好な都市環境を形成するため必要があると認めるときは、許可に必要な条件を付することができる。

(違反建築物に対する措置)

第11条の4 市長は、第11条の2の規定又は前条第2項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、当該建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対して、相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 国又は地方公共団体の建築物については、前項の規定は、適用しない。この

場合において、市長は、国又は地方公共団体の建築物が第11条の2の規定又は前条第2項の規定により許可に付された条件に違反している事実があると認めるときは、その旨を当該建築物を管理する機関の長に通知し、前項に規定する措置をとるべき旨を要請しなければならない。

(報告及び立入検査)

第11条の5 市長は、前条の規定の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、建築物の新築若しくは増築又は維持保全をする者に対し、建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合の最低限度に関する基準への適合若しくは緑化施設の管理に関する事項に関し報告させ、又はその職員に、建築物若しくはその敷地若しくはそれらの工事現場に立ち入り、建築物、緑化施設、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があった場合においては、これを提示しなければならない。

第13条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付し、同条第1項中「20万円」を「50万円」に改め、同条第3項ただし書を削り、同条の次に次の1条を加える。

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条の4第1項の規定による命令に違反した者
- (2) 第11条の5第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第11条の5第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項各号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前項の罰金刑を科する。

別表第1 生駒市白庭台地区整備計画区域の項中「平成21年3月16日生駒市

告示第 29 号」を「平成 27 年 2 月 20 日生駒市告示第 32 号」に改め、同表生駒市鹿ノ台地区整備計画区域の項中「平成 23 年 5 月 10 日生駒市告示第 106 号」を「平成 27 年 2 月 20 日生駒市告示第 33 号」に改め、同表生駒市翠光台地区整備計画区域の項中「都市計画法」の次に「第 21 条第 2 項において準用する同法」を加え、「平成 24 年 12 月 6 日生駒市告示第 188 号」を「平成 26 年 7 月 31 日生駒市告示第 117 号」に改め、同表に次のように加える。

生駒市別院台地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された平成 27 年 2 月 20 日生駒市告示第 34 号に定める大和都市計画生駒市別院台地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
生駒市あすか野北 1 丁目東地区整備計画区域	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された平成 27 年 2 月 20 日生駒市告示第 35 号に定める大和都市計画生駒市あすか野北 1 丁目東地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第 2 生駒市白庭台地区整備計画区域の部沿道利用地区の項中「沿道利用地区」を「沿道利用地区 A」に改め、同項の次に次のように加える。

沿道利用地区B	<p>次に掲げる建築物</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物の1階部分を住宅（法別表第2（い）項第1号に係るもの）及び共同住宅の用に供するもの</li> <li>2 寄宿舎又は下宿</li> <li>3 工場（別表第3（う）項に掲げるものを除く。）</li> <li>4 ホテル又は旅館</li> <li>5 ボーリング場、スケート場、スキー場、ゴルフ練習場及びパッティング練習場の用に供する施設</li> <li>6 自動車教習所</li> <li>7 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</li> </ol>		1メートル以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</li> <li>2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</li> </ol>			
沿道利用地区C	<p>次に掲げる建築物</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 住宅（法別表第2（い）項第1号に係るもの）</li> <li>2 建築物の1階部分を共同住宅の用に供するもの</li> <li>3 寄宿舎又は下宿</li> <li>4 工場（別表第3（う）項に掲げるもの及び自動車修理工場を除く。）</li> <li>5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</li> <li>6 ホテル又は旅館</li> <li>7 劇場、映画館、演芸場又は観覧場のうち客席の部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの</li> </ol>		1メートル以上	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</li> <li>2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</li> </ol>			

<p>8 自動車教習所</p> <p>9 床面積の合計が15平方メートルを超える畜舎</p> <p>10 倉庫業を営む倉庫</p> <p>11 別表第4(あ)欄に定める数量を超える危険物(同表に数量の定めのない場合にあつては、その数量を問わないものとし、地下貯蔵槽により貯蔵される第2石油類、第3石油類及び第4石油類並びに容量の合計が5万リットル以下の地下貯蔵槽により貯蔵される第1石油類及びアルコール類を除く。)の貯蔵又は処理に供するもの。ただし、建築物に附属するものを除く。</p>						
---	--	--	--	--	--	--

別表第2に次のように加える。

生駒市別院 台地区整備 計画区域		次に掲げる建築物以外の建築物 1 住宅（法別表第2（い）項第1号に係るもの。ただし、長屋住宅及び重ね建て住宅を除く。次項において同じ。） 2 別表第3（あ）項に掲げる住宅 3 診療所（患者の収容施設を持つものを除く。） 4 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する別表第3（い）項に掲げる公益上必要な建築物 5 集会所 6 前各項の建築物に附属するもの（別表第3（え）項に掲げるものを除く。）	165平方メートル	道路に面する側にあつては、1.5メートル以上	1 外壁等の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの			
生駒市あす か野北1丁 目東地区整備 計画区域	低層専用住宅地区	次に掲げる建築物以外の建築物 1 住宅（法別表第2（い）項第1号に係るもの。ただし、長屋住宅及び重ね建て住宅を除く。次項において同じ。） 2 別表第3（あ）項に掲げる住宅（同項第1号、第6号又は第7号に掲げる用途を兼ねる住宅に限る。） 3 幼稚園、保育所、公民館又は集会所 4 診療所（患者の収容施設を持つものを除く。） 5 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する別表第3（い）項に掲げる公益上必要な建築物 6 前各項の建築物に附属するもの（別表第3（え）項に掲げるものを除く。）	180平方メートル					

別表第 5 の次に次の 1 表を加える。

別表第 6（第 11 条の 2、第 11 条の 3 関係）

地区整備計画区域の名称	計画地区の区分	建築物の緑化施設の面積の敷地面積に対する割合の最低限度	適用除外の建築物の敷地面積
生駒市あすか野北 1 丁目東地区整備計画区域	低層専用住宅地区	10 分の 2	180 平方メートル

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 10 条各号列記以外の部分及び第 1 号の改正規定（「又は改築」を「、改築又は移転」に改める部分に限る。） 平成 27 年 6 月 1 日
- (2) 第 13 条の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条第 1 項の改正規定、同条第 3 項ただし書を削る改正規定及び同条の次に 1 条を加える改正規定 平成 27 年 7 月 1 日